

広島市規則第14号

令和7年3月11日

失業者の退職手当支給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

広島市長 松 井 一 實

失業者の退職手当支給規則の一部を改正する規則

失業者の退職手当支給規則（昭和29年広島市規則第7号）の一部を次のように改正する。

第2条第10項第4号中「職業」を「安定した職業」に改め、同条第13項中「次の各号に掲げる退職手当ごとに、当該各号に定める」を「雇用保険法第56条の3第1項第1号に該当する者に係る就業促進手当について同条第4項の規定により基本手当を支給したものとみなされる日数に相当する」に改め、同項各号を削る。

第19条の見出し中「就業手当」を「就業促進手当」に改め、同条中「就業手当に相当する退職手当にあつては就業手当に相当する退職手当支給申請書を、雇用保険法第56条の3第1項第1号ロ」を「雇用保険法第56条の3第1項第1号」に改める。

附則第3項中「令和7年3月31日」を「令和9年3月31日」に改める。

附 則

- 1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第2条第10項（第4号に係る部分に限り、同条第14項に

において準用する場合を含む。)の規定は、退職職員(退職した職員(職員の退職手当に関する条例(昭和28年広島市条例第62号)第2条第1項に規定する職員(同条第2項の規定により職員とみなされる者を含む。)をいう。)をいう。以下同じ。)であってこの規則の施行の日以後に安定した職業に就いた者について適用し、退職職員であって同日前に職業に就いた者に対する就業促進手当に相当する退職手当の支給については、なお従前の例による。